

# 中小企業技術者研修助成要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人福岡県機械金属工業連合会（以下「福機連」という。）の構成員またはその従業員が、中小企業における技術水準の向上や人材育成支援のために、「独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 中小企業大学校直方校」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」（福岡県内地域実施分）が行う中小企業技術者研修に参加する場合に、これに要する費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

## (助成)

第2条 福機連は、各種の研修（数か月にわたる長期間コース、又、個別に依頼して行う研修を除く。以下同じ）に参加した中小企業者または研修に従業員を参加させた中小企業者に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 前項の助成金（以下「助成金」という。）の額は、研修に係わる受講料の2分の1に相当する額を超えない範囲内において、福機連の1事業年度において1企業者につき、5万円を超えない額とする。

但し、他の公的機関の助成を受ける場合については、助成金の合計額が受講料の総額を超えない範囲内において助成するものとし、助成額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

## (助成の申請及び報告書の提出)

第3条 この要領に基づく助成を受けようとする者は、中小企業技術者研修助成金交付申請書（様式第1号）を所属組合（以下「組合」という。）を経由して福機連に提出するものとする。

2 前項の規定により申請を行った者は、研修修了後、速やかに中小企業技術者研修修了報告書（様式第2号）を、組合を経由して福機連に提出するものとする。

## (助成金の交付)

第4条 助成金は、前条第2項の報告書提出後に申請者に通知のうえ、交付するものとし、同時に組合にその旨を通知するものとする。

## (助成金の取消等)

第5条 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助の全部または一部を取消し、交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることがある。

(1) 申請書等に不正・不実の記載があったとき。

(2) 不相当と認めた場合。

附則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年6月3日から施行する。